

1. 件名：ウラン加工施設を対象とした重要度評価手法の試運用に関する面談（第1回意見交換会）

2. 日時：令和3年6月29日（火）13：30～16：00

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、伊藤企画調査官、福原監視指導官、横塚技術研究調査官

日本原燃（株）濃縮事業部 濃縮保全部 部長 他6名

（公財）核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 参事 他4名

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 技術主幹
他7名

三菱原子燃料（株） 安全・品質保証部 副部長 他1名

原子燃料工業（株） 東海事業所 環境安全部 安全管理グループ長 他4名

東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長 他2名

（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 保安管理課
課長 他4名

立教大学 原子力研究所 管理室長

5. 要旨

令和3年6月8日の面談を踏まえ、原子力規制庁が選定した以下の事例について、原子力規制庁及びウラン加工施設を有する事業者等（以下「事業者等」という。）がそれぞれ重要度評価を実施し、その評価結果について意見交換を行った。本意見交換により、以下のような課題等が確認された。

【評価を行った事例】

事例1：配管点検口からのウラン粉末の室内漏えい

事例2：焼結炉の過加熱防止インターロックの作動

事例3：放射性廃棄物入りドラム缶からの漏えい

（1）フロー図中「 -B」について

- 事業者等より、「汚染のおそれのある区域」と限定的に記載されているが、「汚染のおそれのない区域」で汚染が発生した場合も安全上重要な問題となる場合があるのではないかとの意見があった。
- 原子力規制庁より、ご指摘のケースも事例検討の中に加え、「汚染のおそれのない区域」で発生した事象を評価する手法の要否について検討していく旨を回答した。

(2) フロー図中「 - A」について

- 事業者等より、安全上の影響が大きいものを DBA として許認可図書に記載しており、発生可能性などの要素を含めず、単にそれらに係る事象に該当するか否かのみを判断してはどうかとの意見があった。
- 原子力規制庁より、承知した旨を回答した。

(3) フロー図中「 - B」について

- 事業者等より、QMS の状況を考慮する程度で判断が異なってくるため、客観的な判断ができるフローに変更した方がよいとの意見があった。
- 原子力規制庁より、「法令違反となる安全活動に係る運用」とは QMS を含む運用面に関する記載であるが、これを適切に仕分けできるフローに改善する旨を回答した。

(4) フロー図中「 」について

- 事業者等より、例えば 「汚染のおそれのない区域」における設備の不備が、「汚染のおそれのある区域」に設置されている設備に何らかの影響を与えることも考えられるため、「汚染のおそれのある区域」に設置されている設備の防護層を確認すべきではないかとの意見があった。
- 原子力規制庁より、ご指摘のようなユーティリティ設備については、本フローでは取り扱えないため、事例の検討を積み重ね改善を検討する旨を回答した。

(5) その他の意見

事業者等より以下の意見があり、原子力規制庁より今後の検討課題としたい旨を回答した。

- 第2種管理区域で発生した少量の漏えい事例が、現状のフローでは評価によっては SERP に入ることになる。安全上重要でないことが、安全上重要であると判断されるフローになっているように思えるので工夫が必要。
- 非常用ディーゼル発電機等のユーティリティ設備に関する事例は、現行のフロー図ではどのように取扱うのか整理が必要。
- フロー図の設問、順を並べ替えるのも一案ではないか。例えば、全て「No」なら追加対応なしとし、一つでも「Yes」なら SERP で詳細評価を実施するフローも考えられる。

6. 配布資料

(1) 資料_国内加工施設における重要度評価事例